

005GBMT1

941091



第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告 No. 12

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 江尻 隆



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

あさひ・狛法律事務所

【報告義務発生日】

平成17年4月30日

【提出日】

平成17年10月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ホリプロ
会社コード	9667
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都目黒区下目黒1-2-5

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド (Peter Cundill & Associates (Bermuda) Ltd.) (以下「PCB」という。)
住所又は本店所在地	15 アルトン ヒル サウサンプトン エスエヌ 01 バミューダ (15 Alton Hill Southampton SN01 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1984年2月17日
代表者氏名	エフ・ピーター キャンディル (F. Peter Cundill)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 西野比呂子
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			1,708,700
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,708,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	1,708,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 4 月 30 日現在)	S	14,736,800	
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)		11.59%	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		11.38%	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
	該当なし			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記Q.の保有株式については平成 17 年 4 月 30 日付で提出者グループ内での組織改編が行われた結果、キャンディル インベストメント リサーチ リミテッド (Cundill Investment Research Ltd.) (以下「CIR」という。)も PCB と同等に投資決定権を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	1,204,846 (注)
上記 (V) の内訳	顧客の資金
取得資金合計 (千円) (T + U + V)	1,204,846

(注) CIR と PCB は共同で投資決定権を有しているため各提出者において同一の資金額を記載しております。

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャンディル インベストメント リサーチ リミテッド (Cundill Investment Research Ltd.)
住所又は本店所在地	カナダ V6E 3R5、ブリティッシュ・コロンビア州、バンクーバー、 ロイヤル・センター、ウエスト・ジョージア・ストリート 1055 スイート 2150、 私書箱 11171 (1055 West Georgia Street, Suite 2150 P.O. Box 11171, Royal Centre Vancouver, BC Canada V6E 3R5)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1998年6月24日
代表者氏名	リサ・パンクラッツ (Lisa Pankratz)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 西野比呂子
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			1,708,700
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,708,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	1,708,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年4月30日現在)	S	14,736,800	
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		11.59%	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
	該当なし			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記Q. の保有株式については平成17年4月30日付で提出者グループ内での組織改編が行われた結果、PCBもCIRと同等に投資決定権を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	1,204,846 (注)
上記 (V) の内訳	顧客の資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,204,846

(注) CIR と PCB は共同で投資決定権を有しているため各提出者において同一の資金額を記載しております。

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(1) ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド (Peter Cundill & Associates (Bermuda) Ltd.)

(2) キャンディル インベストメント リサーチ リミテッド (Cundill Investment Research Ltd.)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			1,708,700 (注)
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,708,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	1,708,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年4月30日現在)	S	14,736,800	
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R+S) x 100)		11.59%	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		11.38%	

(注) CIR と PCB は共同で投資決定権を有しているため各提出者において記載された保有株券数と同一の株券数を記載しております。

PETER CUNDILL & ASSOCIATES (BERMUDA) LTD.

Telephone: (441) 238 3710
Telecopier: (441) 238 8404

15 Alton Hill
Southampton SN 01
Bermuda

Mailing Address:
P.O. Box SN 117
Southampton SN BX
Bermuda

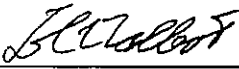
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Peter Cundill & Associates (Bermuda) Ltd., a company organized and existing under the laws of Bermuda (the "Company"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri, Narutake Takasu and Hiroko Nishino, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the filing with the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the Securities and Exchange Law of Japan, in relation to acquisition, purchases, disposal and sales from time to time of any shares in

_____ Horipro Inc. _____ by the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 12th day of January, 2005.

PETER CUNDILL & ASSOCIATES (BERMUDA) LTD.

By: 
Name: John R. Talbot
Title: Vice President and Secretary

(訳文)

委任状

バミューダ法に基づき設立され存続する法人であるピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド (以下「当会社」という) は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆氏、同高須成剛氏及び同西野比呂子氏を、当会社の法律上及び事実行為の代理人として復代理人選任の権限も含めて選任し、当会社による、株式会社ホリプロの株式の取得、購入、処分又は売却の際に日本の証券取引法上要求される、大量保有報告書及びその変更報告書及び訂正報告書を日本の関東財務局長その他の管轄官庁に提出する権限を与える。

上記の証として、2005年1月12日、当会社はその名義でこの委任状を下記署名人により作成した。

ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ)
リミテッド

(署名)

氏名： ジョン・R・タルボット

肩書： 副社長兼秘書役

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻隆

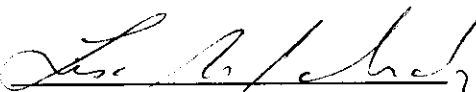


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CUNDILL INVESTMENT RESEARCH LTD., a company organized and existing under the laws of British Columbia (the "Company"), does hereby appoint PETER CUNDILL & ASSOCIATES (BERMUDA) LTD. (the "Reporter"), as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the filing with the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company and the Reporter as "joint owners" or any amendment or modification thereto required by the Securities and Exchange Law of Japan (as amended), in relation to acquisition, purchases, disposal and sales of shares by the Company and the Reporter from time to time.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 13th day of October, 2005.

CUNDILL INVESTMENT RESEARCH
LTD.

By: 
Lisa Pankratz
President

(訳文)

委 任 状

ブリティッシュ・コロンビア州法に基づき設立され存続する会社であるキャンディル・インベストメント・リサーチ・リミテッド（「当社」）は、本書により、ピーター・キャンディル・アンド・アソシエイツ・バミューダ・リミテッド（「提出者」）を、当社を代理する完全なる権限を有する、真正でかつ法律上および事実行為の代理人として選任し、当社または提出者による、適宜の株式の取得、購入、処分および売却に関し、日本の証券取引法（その後の変更を含む。）上要求される、共同保有者としての当社および提出者名義による大量保有に関して必要なすべての報告書ならびにその変更報告書および訂正報告書の日本の関東財務局長その他の管轄官庁への提出について、当社を代表する権限を与える。

上記の証として、2005年10月13日、当社はその名義で下記署名人により本委任状を作成した。

キャンディル・インベストメント・リサーチ・
リミテッド

(署名)

社長

リサ・パンクラッツ

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻隆

